

## 住民監査請求（介護保険給付）監査結果について（概要）

平成 22 年 2 月 26 日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

### 1 請求の要旨

平成 21 年 12 月、市介護保険担当が、本件利用者に係る介護保険の架空請求をした指定居宅サービス事業者（以下「事業者」という。）の聞き取りをしたが、簡単な調べで終わった。介護保険利用料の 9 割が違法に市から事業者を支払われている。事業者が架空請求をしていたことを担当に伝えしたが、真面目に調べてくれない。返信用の封筒まで入れて回答を求めたが何の連絡もない。

市介護保険担当あてに、事業者のサービスに疑問点があるので、書かせていただく。事業者は、2 年前の契約当初から架空請求があると分かっていた。オートロック解除キーの紛失、薬のセッティングミス、薬袋に入れた現金と頓服の持ち去りの被害を受けた。

ヘルパーのサービス料にしても項目にチェックさえ入れれば支払われる。調査を厳しくしてほしい。介護サービス契約は 1 時間半だったが、薬の受取りとセッティングだけで帰っていただいていた。更衣介助・入浴介助をしていないと断言できる理由は、更衣介助、入浴等人前で裸になることは事業者には頼んでいない。更衣には時間がかかる。食事の見守りにチェックが入っているが食事の見守りをしていないと断言できる理由は、火曜日の 3 時から 4 時半の間、自分の留守中に食事をするのは 100%あり得ない。通院介助は、8 月か 9 月頃までお願いしていたが、城東中央病院には自分が付き添っていた。平成 21 年 10 月は一度も城東中央病院には行っていない。病院に確認していただけると 10 月には通院介助はないことが分かる。

事業者は「服薬の意味を大きくとらえている」と言っていた。服薬以外でも過分に請求されていた利用者は多いと思う。車に母さえ乗っていけばいいと言われ、墓参りや買い物に連れて行ってもらった。確認できる分だけでも、1 割の利用料を市に返還したい。担当部署がどこか随分探したがどこも取り合ってくれなかった。市介護保険担当の他に頼れるところがない。

### 2 請求の受理

- ・本件請求は、本件利用者に係る介護保険給付費について、本件利用者が事業者と訪問介護契約を締結していた平成 20 年 2 月以降、事業者による架空請求等が明らかであるにもかかわらず、本市職員等が返還請求を行わず、違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。
- ・請求人が縷々主張する事業者による架空請求等のうち、サービスが提供されていないとする更衣介助や食事の見守りの点については、日付等の特定がなく、また、人前で裸になることは頼んでいない、更衣には時間がかかる、3 時から 4 時半の間自分の留守中に食事をするのは 100%あり得ないなど、サービスが提供されていないことが主観的に思料されるとする主張にとどまり、また、過分に請求されていた利用者は多いと思うとする主張についても、請求人が思う本件利用者に係る請求の疑わしさを前提として他の利用者の取扱いがなされているのではないかと類推・推測の域を超えない独自の思料により主張するものと言わざるを得ず、それらに関する事実証明書の添付等もない。そうすると当該部分は、架空請求等が明らかであるとまでは言えず、財産（債権）の管理を怠る事実としての前提を欠くものと判断せざるを得ない。
- ・反面、平成 21 年 10 月には一度も城東中央病院に行っていないこと、また、病院に確認すると 10 月には通院介助はないことが分かる旨、診察券番号を添えて主張している点については、架空請求が明らかである旨を窺わせるものと思料される。
- ・以上から、本件請求のうち、平成 21 年 10 月に城東中央病院に行っていないにもかかわらず、通院介助が請求されている点について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受

理することとした。

### 3 監査の結果

- ・請求人は、平成 21 年 10 月には一度も城東中央病院に行っていないと主張し、この点について、監査対象局は、同年 12 月 15 日に請求人から本件に係る申し出を受けて以降、事業者、本件利用者及び請求人等に対する調査を実施した。監査対象局は、本件利用者の同意を得て、城東中央病院に確認したところ、同年 10 月 9 日に本件利用者が通院している旨の証明書を得た。また、同日のサービス利用確認書には、9 時 30 分から 11 時 30 分にわたり、排泄介助、移動介助、通院、服薬確認、自立支援を行ったこと、通院先は城東中央病院で、タクシー利用・車イスとの記載があること、ヘルパー及び利用者の確認印が押印されていることを確認した。さらに、平成 22 年 3 月 4 日のヘルパーへの聴取により、平成 21 年 10 月 9 日は、ヘルパーが本件利用者及びその家族と 3 人で病院に行き、その際タクシーを利用し、車椅子をタクシーに積み込んだことを確認した。
- ・以上から、平成 21 年 10 月の城東中央病院への通院介助について、通院していないのに通院介助としての請求がなされているという請求人が主張するような事実は見受けられなかった。
- ・そうすると、平成 21 年 10 月の城東中央病院への通院介助について、請求人が主張するような事業者による介護報酬の架空請求があったとは言い得ず、本件請求には理由がないものと判断する。

### 4 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。(棄却)

#### (意見)

- ・本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局による調査の結果、請求人の主張とは異なる別の不適正な請求が判明した。それらは、先述の平成 21 年 10 月分を含むヘルパーと利用者家族が同道した通院介助のほか、道路運送法による許可を受けていない事業者の車両を利用した通院介助、移動・外出介助、服薬介助及びケアマネジャーの業務の一部であり、本市から事業者及びケアマネジャーに対して、適切なサービスを提供した分を除き、介護報酬の返還請求を行うこととなったところである。
- ・また、本市からの返還請求に対し、事業者からは、返還すべき対象が特定できないとして、本件利用者に係る介護保険給付費全額の返還手続きが行われたとのことである。
- ・全額の返還に至った原因として、利用者、事業者、ケアマネジャーそれぞれにおいて介護保険給付の対象となるサービスの範囲に対する認識に甘さがあったことや、その結果として、制度上相互に介護サービスの実施状況をチェックする仕組みが機能しなかったことがあるのであるから、監査対象局においては、同様事例の発生を防止するためにも、大阪府とも連携しながら、サービス提供を担う事業者に対する制度の周知、指導及びケアマネジャーに対する研修の徹底等を改めて行う必要がある。